

# 図書館と著作権と資料の複写 (その5)

今回は、最も「著作権のある・なし」に関わりの深い「著作権の保護期間」についてお話します。

保護期間の原則については、著作権法第51条で次のように定められています。

**(第51条) 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。**

**2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後）五十年を経過するまでの間、存続する。**

要するに、我が国での著作権保護期間は、著作者が著作物を「創作したとき」に始まり、原則として著作者の「生存している期間」+「死後50年間」です。

例外として、

**第52条で、無名又は変名の著作物は公表後50年**

**第53条で、団体名義の著作物も公表後50年**

**第54条で、映画の著作物は、公表後70年**

であることが記されています。

計算方法としては、創作、公表、死亡した年の「翌年の1月1日」から起算します。

注意が必要なのは、外国人の著作物です。国際条約上の保護は、自国民と同等以上の保護を与える内国民待遇によっていますが、「戦時加算」という取り決めがあります。第二次世界大戦後、日本国と連合国との間で平和条約が締結されましたが、その15条では戦争期間中日本が連合国の著作権を保護しなかったという前提で、通常の保護期間に保護すべきであった期間を加算することが定められ、1952年4月28日から発効されています。

そのため、連合国および連合国の国民が第二次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間（1941年12月8日又は著作権を取得した日から平和条約の発効する日の前日まで）の実数を加算することとなっています。

上記の特例は、平和条約発効前の連合国の著作物に限られていますので、ドイツ、イタリアやスイス、スウェーデンの著作物には適用されません。また、旧ソ連（現ロ

シア）の著作物についても平和条約を締結していないことから、適用されません。

アメリカ、イギリス、フランスなど多くの国の著作物は、3,794日(約10年)を加算することが必要なことを是非覚えておいてください。

注)国ごとに対応が異なります。下記サイトをご覧ください。

それでは、図書館資料の多い作曲家の「著作権のある・なし」を具体的に見てみましょう。

## 1) ヨーロッパのクラシック音楽でロマン派までの作曲家の場合

J.S.バッハ（1750年没）やモーツァルト（1791年没）、ショパン（1849年没）等は、死後50年経っていることが明白ですので、彼らの作品そのものには、著作権はありません。しかし、これらの作曲家の作品の場合、様々に編曲されたり、校訂されたりしていますので、編曲者、校訂者、歌詞の作詞者、解説者等々の没年を調べる必要があります。OPACの「資料詳細」で「著作責任」を見るようにしてください。

## 2) 近・現代の作曲家の場合

没年を調べると同時に、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア等連合国の作曲家の場合には、戦時加算が必要です。例えば、オーストラリア生まれでアメリカに移住したパーシー・グレンジャー（1961年没）は、来年1912年で死後50年経ちますが、残念ながら保護期間は、あと10年間切れません。

## 3) 日本人作曲家の場合

洋楽受容期の代表的作曲家・山田耕筰は1965年没で、まだ著作権があります。一方、第二次世界大戦期に反戦を貫いた作曲家・吉田隆子は、1956年没ですので、その作品は“パブリック・ドメイン”（公共財産）として、自由に利用することができます。日本人の場合、作詞者を含めて必ず没年を確認しましょう。

(続く)

(ik)

\*\*\*\*\*  
注)「著作権の保護期間に関する戦時加算について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/006.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/006.htm)